

# 大学での学びを学校での実践と結び付けるために ～文部科学省・教育委員会・学校が望む教師としての資質・能力～

曾我部 和 広  
曾我部 多 美

## はじめに

文部科学省法令改正及び教職課程の認定の概要によると、教育職員免許法及び同法施行規則改正の平成31年4月1日の施行に伴い、全国の大学において、新たに履修内容を充実した教職課程の実施が求められている。

本稿では、教職を目指す学生にとって大学でどのような学びが必要なのかについて考察する。

# 1. 文部科学省が求める大学における教員養成に関する教育課程

## 教員養成に関する法令改正及び教職課程の認定

### 教員養成に関する課題

- 必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難
- 学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない
- 大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学修が行われていない

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について  
(平成27年12月中央教育審議会答申)

- 教職課程の科目区分の大括り化
- 新たな教育課題等への対応するための履修内容の充実
- 教職課程コアカリキュラムの作成

### 教育職員免許法の改正

(平成28年11月)

- 教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大くくり化

### 教育職員免許法施行規則の改正

(平成28年11月)

- 学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実

### 教職課程コアカリキュラム

外国語(英語)コアカリキュラムの作成  
(平成29年11月)

- 全国大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化
- 英語については特に指導法、専門科目についても作成

### 全大学の教職課程の審査・認定

(平成30年度)

- 改正法令及びコアカリキュラムを反映した教員養成の体制が確保されていることを、教職課程を置く全ての大学について審査

教科及び教職に関する科目  
教科の専門的内容と指導法を統合した科目など意欲的な取組が実施可能となる

教科の専門的内容の例  
・物理学 ・化学  
・生物学 ・地学

教科の指導法の例  
・学習指導要領における理科の目標と内容  
・板書計画や指導案の作成 ・模擬授業

### 教職課程に新たに追加した内容の例

・小学校の外国語(英語)教育 ・ICTを用いた指導法 ・特別支援教育の充実  
・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善 ・学校と地域との連携  
・チーム学校への対応 ・道德教育の充実 ・学校体験活動 等

### 教職課程コアカリキュラムの例(各教科の指導法の場合)

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導要領の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

平成31年4月1日から、認定を受けた1,283校の大学等の  
合計1万9,416課程で履修内容を充実させた教職課程の開始

(文部科学省資料より)

【教職課程に新たに追加した内容の例】として下記のような教育を挙げている。

- ① 道德教育の充実
- ② アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善
- ③ 小学校の外国語(英語)教育
  - ・ ICTを用いた指導法
  - ・ 特別支援教育の充実
  - ・ 学校安全への対応
  - ・ 学校と地域との連携
  - ・ チーム学校運営への対応
  - ・ 学校体験活動等

令和元年から幼稚園、令和2年度から小学校、3年度から中学校、4年度から高等学校で新学習指導要領の全面実施となる。学習指導要領の改訂を受けて、今までの教育課程に加えて学校現場では、外国語教育、プログラミング教育、安全教育、特別の教科 道徳の指導、主体的で対話的で深い学びのある授業への改善等（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を実施している。

また、東京都の公立小学校では、全校に特別支援教室が配置され、巡回教員が定期的に学校を訪問し、通級指導を受けるために今までのように決められた学校に通うのではなく、子供たちが在籍する学校で、特別支援教育が受けられるようになってきた。そのため、各学校には特別支援教室専門員が配置され、入級・退級の判定が学校・教育委員会で行われるため、特別支援教室に通う児童の在籍するクラスの担任は、個別の支援計画と個別の指導計画の作成が求められるようになった。

上記の文部科学省の教職課程に新たに加えられた内容の例は全て、学校現場では既実践されていたり、令和2年度からは必ず実践したりすることが求められている内容のため、学校現場では、大学の教職課程での充実した学びを求めている。

## 2. 教職課程に新たに加えられた内容の例

「特別の教科 道徳」・「アクティブ・ラーニング」・「外国語」

### ①特別の教科 道徳（東京都教職課程学生ハンドブックp.67）

令和2年から全面実施されている新学習指導要領においては、児童に育成すべき資質・能力が三つの柱で整理されている。3番目の柱は、「学びに向かう力人間性等」で、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」とされている。道徳教育はこの根幹となるもので、学習指導要領の一部が改正され、平成30年から、「特別の教科 道徳」が実施され

ている。アクティブ・ラーニングの視点から、「考え・議論する」道徳科へ転換し、1時間の授業を通して、児童・生徒の道徳性を育み、道徳的な諸価値の理解から、自己と他者との関わりや物事を多面的・多角的に考え、学習を深め、道徳的判断力や道徳的信条や道徳の実践意欲と態度を育てていくことになる。

#### 「特別の教科 道徳」

※心が決める、道徳的価値はいずれ分かるといった結論をあいまいにして終わる時間ではなく、この改訂を機に道徳的価値観をしっかりと習得し、実践化できることが大切にされるようになる。この背景には児童・生徒のいじめ問題もある。

- 検定教科書の導入  
(今まで副読本で学んでいた道徳が、教科書となる)
- 問題解決的な学習
- 体験的な学習
- 学びの実践・習得化

### ②アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善

令和2年の新学習指導要領の全面实施2年前の移行期から、学校では「主体的で対話的で深い学びのある授業への改善等」への取組を行っている。教師による講義形式の一方的な授業ではなく、児童・生徒が自ら主体的に課題をもち、その解決に向けて学び続ける授業の展開として、問題解決学習、体験的な学習等が重視される。

特に話し合い活動として授業の中で、グループワークやディベート等が行われている。

### ③小学校の外国語（英語）教育

小学校では、早いところで新学習指導要領の移行期の平成30年からス

タートしている学校もあるが、新学習指導要領の全面実施に向けて令和2年から、3・4年生の中学年は「聞く」、「話す」を中心とした外国語活動を、5・6年生は「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を総合的に育成するといったねらいで、外国語科が週2時間実施されている。

### 3. 東京都の教育に求められる教師像

(平成28年 東京都教職課程学生ハンドブックp.71から)

新教職課程に入っている上記①から③の内容には簡単に触れたが、その他の内容についても、日々の教育の中では、「ICTを用いた指導」、「特別支援教育」、「学校安全」、「学校と地域との連携」、「チーム学校運営」、「学校体験活動」等各教科、特別活動等を通して行われている。

教科教育に加えてそれらの教育に取り組む教師のあるべき姿について、教育実習事前事後指導の授業の中で、「教師に必要な資質・能力」を学生に尋ねると、

- ①コミュニケーション能力
  - ②広く全体を見る力
  - ③授業力
  - ④教師・保護者・地域と連携する力
  - ⑤子供を大切にする人権意識
- 等が出された。

「令和2年東京都教職課程学生ハンドブック」を東京都教育委員会が作成し、教員免許を取得する学生に向けて情報を発信しているが、そこでは、「人を育て社会に貢献できる魅力あふれる仕事」として、教職が紹介されている。教師の在り方、職業意識については他県も同様であると考え、「東京都教員人材育成基本方針」について、一例として取り上げる。そこでは、教師像が以下のように挙げられている。

(令和2年東京都小学校教職課程学生ハンドブック p.12)

①教育に対する熱意と使命感をもつ教師

- 子供に対する深い愛情
- 教育者としての責任感と誇り
- 高い倫理観と社会常識

②豊かな人間性と思いやりのある教師

- 温かい心、柔軟な発想や思考
- 幅広いコミュニケーション

③子供の良さや可能性を引き出し伸ばすことのできる教師

- 一人一人のよさや可能性を見抜く力
- 教科等に関する高い指導力
- 自己研鑽に励む力

④組織人としての責任感、協調性を有し、互いに高め合う教師

- より高い目標にチャレンジする意欲
- 若手教員を育てる力
- 経営参加への意欲

となっている。

表現は多少異なるものの、授業で学生が考えた内容と同様である。教師としての資質・能力を理解した学生に、大学での授業や、教育体験、教育実習等で資質・能力の育成や向上に資する学びができるよう、学ぶ意味や意義、学びのつながりを意識させるための課題を一人一人にもたせる授業改善が大学でも必要である。

日々教師という夢に向かって努力している学生が、大学で学んだことが、実際の現場に出た時、どのような場面で役立てることができるか、どの場面とつながっていくのかといった学びの連続性について理解しておくことは重要であり、大学での学びをより一層深いものにすることができる。大

学での学びを実践に結び付けて考える視点を学生がもつことは、学ぶ意義を、これから児童に伝える立場となる教師として、身に付けておかなければいけない重要な資質・能力でもある。

実際の教育現場の在り方を示していくことで、学生が、教師として必要な資質・能力について具体的に理解することと、大学の教職課程での学びが、どの場面で活用できるかについて授業との関連付けが図られることで、学ぶ意欲を一層高めていけると考える。そのため、以下のように学校の日並びに一年の流れを例に挙げ、それぞれの中で必要な教師としての力、あるべき姿にも触れていく。

#### 4. 東京都の小学校における一日の学校生活例

求められる教師としての資質・能力について、以下の①では学校の一日の流れから教師の仕事について知り、大学での授業における学び（例えば学級経営等）とのつながりを認識できることを望む。②では1年間の学校の流れを知り、同様な確認をしていく。

教師にとって学校の1日には多岐にわたる仕事があるが、学校の1年も同様に変化に富み多様である。流れを体験することで柔軟に対応できる力を身に付けていくことになる。

##### ①小学校の一日（東京都の例）

学校に来ると教師には様々な仕事がある。授業、行事の準備、事故等の緊急対応、保護者からの相談等の書かれた連絡帳のチェック、宿題の提出確認、その他の提出物の確認、学年の教員との打ち合わせ、連絡等多岐にわたる仕事がある。学校によっては、8：15～8：30分まで、職員打ち合わせをする学校もある。

(ア) 8:00～8:30 一日の予定を確認し、授業の準備をする。この時間の使い方は学校ごとに違う。

以下、児童との触れ合いが始まると、教師の資質・能力としては、一人一人を理解する「子供に対する深い愛情」が求められる。

#### ○登校指導

挨拶運動等を行っている学校では、決められた曜日・時間に児童と正門前で挨拶をする。また、教室で子供たちを迎え、挨拶をし、子供たちの反応から、その日の体調や気分を観察する。

(イ) 8:30～8:40 児童の出欠確認と健康観察

教師の資質・能力として、「児童理解に立った人権意識」「子供に対する深い愛情」が求められる。表情・顔色、服装、特にあざ、傷等の発見に努め、児童理解に立った人権意識をしっかりともち、子供たちの健康観察を行う。

#### ○朝の会

一人一人の顔を見ながら名前を呼んで出席確認をする。欠席者の理由の確認と状況を把握し、3日間を超え欠席が長引いている場合は、不登校になっている可能性やいじめ等が理由も考えられるため、養護教諭・管理職に連絡する。

健康観察をし、顔のあざ、手足の怪我等を確認した場合、児童・生徒の欠席理由が明確でない場合も同様に、直ぐに管理職に報告する。いずれの場合も虐待等が疑われる時は、迅速な対応が求められる。

無届による欠席、連絡がないままの欠席は、直ぐに保護者に連絡し、状況を確認する。決してそのままにしないことが重要である。



(ウ) 8:45～10:20 10:40～12:15 13:20～14:55

年間指導計画から週ごとの指導計画に沿う授業の実施が必要になる。

学校は1日のうち授業時間が大半を占めるため、教師の資質・能力として、「子供の良さや可能性を引き出し伸ばす力」、「教科等に関する高い指導力」、「温かい心」、「柔軟な発想や思考」、「幅広いコミュニケーション」が授業中は求められる。

### ○授業

東京都教育委員会は、「授業の場で発揮される教師の資質・能力」を「授業力」とし、その構成要素を6つに整理している。授業力の基礎となる「使命感、熱意、感性」、「児童・生徒理解」、「統率力」の三つの要素に加え、授業を通して培われる「指導技術（授業展開）」、「教材解釈、教材開発」、「指導と評価の計画の作成・改善」の三つの要素を高めることで、授業力が向上します。」と東京都教職課程学生ハンドブックに記されている。(令和2年p.28)

「指導技術（授業展開）」として、学習指導要領に基づいて、児童に身に付けさせたい力を明確にした学習指導案を作成し、授業に使う教材は事前に準備しておく。授業の始めと終わりの挨拶は、けじめをつけ、一体感をもたせるために教師と児童・生徒が必ず行う。児童・生徒にまかせないで、しっかりと指導をする。終了時刻は必ず守る。

授業の中でも児童の居場所をつくるために、ネームカードを活用する。発言の度にネームカードを意見の上に張り、誰の発言か明確にすることで、授業の中での居場所を発言を通してつくり、児童に意識させ自信をもたせる。発言者が限られる場合は、ペアでの2人や生活班の4人グループで話し合わせるなど、どの児童も発言できる機会は日々の授業の中で必ず設定する。児童・生徒にとって必要に迫られた課題の設定、導入の工夫を行い授業への意欲を高める。

授業のねらいをそらさないためにも、ワークシートの作成も必要である。授業中に書かせたり、記録させたりしたノートの確認と励ましの言葉の記入も児童の意欲を高めるためには重要である。

また、教室環境は、特別支援教育の観点からもUD化（ユニバーサルデザイン 誰にでも分かりやすい環境）を図り、授業中に児童の集中力や思考を妨げることがないように、黒板の周りをすっきりさせる。また、45分間の授業の中で、教室のどの位置に座っている児童でも集中力を高めるために、また、学習状況等の把握のため、机間指導を行う。教師が定期的に巡視することは、単に教室を歩くだけではなく、何を見ていくかを明確にして行う。

(エ) 中休み（20分休み） 10：20～10：40

児童にとって一番解放される時間の休み時間は、なるべく一緒に遊んで、児童の様子を把握し、児童理解を深める。時には児童の遊んでいる様子を観察することで、交友関係を把握していく。

(オ) 給食指導 12：15～12：50

食育の観点を踏まえた給食指導を行う。

食事の時間と捉え、手の洗い方、協力して準備をする、マナー、食への感謝、栄養等の指導が適切にできるよう栄養士や栄養教諭と連携する。

給食当番に対しては、協力して効率よく配膳できるよう指導する。コロナウイルス等の感染症対策として、また細菌感染対策として、準備の前に配膳台や教室の机の除菌を行う。給食当番は、腹痛・風邪等の疑いのない児童とする。手洗いを徹底させ、食事時のマナーを守らせ、飛沫感染を防ぐために、おしゃべり等には十分注意を払う。給食中の人間関係にも気を配り、よく観察する。

食物アレルギーのある児童については、学校としての対応を全教職員で確認するとともに、食物アレルギー緊急時対応マニュアル等の内容を十分に理解し、緊急時に組織的に対応できるようにする。アレルギー食の受け渡しは慎重に行い、必ず手渡しで受け取り、該当児童に手渡しする。アレルギー対応委員会によるアレルギー面談は学期ごとに行い、常に保護者と状況の確認をする。

給食の後片付けまでが給食指導のため、残菜の確認、決められたところへの食器の返却、配膳ワゴンを給食室に運ぶことで終了となる。給食中の事故には十分注意する。

#### (カ) 清掃指導 13:05～13:20

清掃活動中は、事故やケガが多いので十分注意を払う。

清掃場所への移動中に廊下で、また、教室からとび出し、廊下を歩行中の他学年児童とぶつかり、怪我をする。机やいすを運んでいる途中で友達とぶつかり転んで、怪我をするといったように、清掃中の安全管理には神経を使わなければいけない。他学年を巻き込んだ事故やケガを防ぐためには、児童と約束事を丁寧に決め、守るようにさせるとともに、学校全体の生活指導として徹底を図る。

清掃活動は当番活動として、学校やクラスのために働くことの意義を理解させ、丁寧に清掃活動に取り組ませることが大切になる。教師は清掃活動の意義を伝えるためにも、事故を未然に防ぐためにも、児童の人間関係を把握するためにも、児童と一緒に清掃活動に取り組む。

教室のごみ、落書き等と把握したらすぐに対応し、教室の荒れにつながらないようにする。教室や、清掃担当の場所の破損等は見付けたらすぐに修繕依頼を管理職に伝える。

(キ) 帰りの会 14:55～15:10

学校安全への対応 学校と地域との連携が求められる。

翌日の予定を確認し、学習や生活の見直しをもたせ、下校時の安全について指導する。

その日、児童ができるようになったことやがんばったことを褒めて、一日を終えるようにする。

日によっては下校指導があったり、防犯パトロールがあったりする中で、児童の下校に合わせて一緒に通学路を歩くこともある。その時は、児童の遊んでいる地域の様子をしっかりと観察し、通学路の安全確認等を行う。不審者情報のある場所は念入りに見回る。気になるところは、帰校後管理職に報告し、地域や防犯関係の関係機関と連絡を図り、児童の安全確保に努める。

(ク) 放課後 15:10～16:45

(教員の45分間の休憩時間も含まれるが、休憩時間の設定も学校ごとに異なる。) 会議や打ち合わせもある。

ここでは、教師の資質・能力として、「組織人としての責任感」、「協調性を有し、互いに高め合う、より高い目標にチャレンジする意欲」、「経営参加への意欲」、「自己研鑽に励む力」が求められる。

学校には生活指導・特別活動・校内研究等の組織があり、それに伴う分掌会議が、日程を定められて行われる。学年会のある時は、学習の進捗、児童についての情報交換、行事の打ち合わせが行われる。生活指導の全体会や特別支援委員会、教育相談のケース会議等も実施される。

さらに、OJT（仕事を通して学ぶ）として、ICTを用いた指導、特別支援教育、学校安全、学校と地域との連携、チーム学校運営、学校体験活動

等について、指導者となる主任教諭・主幹教諭から指導を受けることもある。新学習指導要領の実施に向け、「プログラミング教育」は、令和2年から全国の学校で始まっているため、学校の現場で行う研修（OJT）の必要性が高まり、外部に出かけるOFF-JTと共に学校現場では実施されている。

この放課後は、会議のない時間は一日の記録を付けたり、ノート等の点検などをしたりする重要な時間ともなる。児童の作品やノートを点検する仕事は、児童の様子がノートや作品を通して伝わってくるため、教師にとって指導のアイデアが浮かぶ大切な時間となる。

児童が下校しても、校務分掌や学級・学年事務、学年会、分掌会議、外部への出張等様々な校務があるため、優先順位をつけて一つ一つ対応していくことが大切になる。児童の作品・テスト・ノート等児童のものは全て個人情報となるため、外部への持ち出しは厳しく制限される。近年紙ベースの紛失事故も多く、服務事故として扱われるため、十分に注意する。教室内の整理整頓が大切なのは、個人情報を扱っているため、紛失事故を防ぐことと、教室の荒れは児童の心の荒れとも直接つながっていくため、放課後は教室の美化に努めることが必要である。

## ②学級経営を通した小学校の一年間（東京都の例）

（ア）4月～5月 一年のスタート

教師の資質・能力として、「教育者としての責任感と誇り」が求められる。

### 1）始業式・入学式（儀式的行事）

新しい年度が始まり、教員と児童、そして児童同士が出会う。発達段階に応じて、その場にふさわしい態度や言動の在り方を身に付けさせる機会にする。儀式的行事は、全校の児童及び教職員が一堂に会して行う教育活動のため、発達段階に応じて、その場にふさわしい態度や言動を身に付けさせ、参加意識をもたせる。

児童については、前年度からの引継事項を確認するが、情報だけに固執せず、実際に自分の目で確かめていくことが重要になる。一年間を共にする児童一人一人の特性や、配慮が必要な児童等をしっかり把握し、指導方法を考える。

出席簿や学級に係る事務作業（健康診断・家庭訪問日程調整・PTA関連等）がある。

## 2) 学級づくり

教師の資質・能力として、「温かい心、柔軟な発想や思考」が求められる。

児童同士の関係づくり、互いに高め合える学級集団づくりのため、必要な係などを決めて学級づくりをする。集団行動として、遠足等も実施される。

学校はどの子にとっても楽しく活躍できる場であることを学級で共有し、ルールづくりをし、いじめの「芽」がでないように指導する。

## 3) 教室環境・言語環境の整備

教師の資質・能力として、「温かい心、柔軟な発想や思考」が求められる。

### ○教室環境

児童が気持ちよく安全に学習できるよう、教室環境を整える。机の配置や係のコーナーの設置、児童の動線をよく見て決めていく。作業のしやすい環境づくりに心がけ、マーカーペン等文房具類を準備する。担任の使う教卓や戸棚は整頓し、整然とした教室環境は子供たちの心の安定を図る。逆に雑然とした教室環境は子供たちの心の荒れを引き起こすことが多い。ごみは拾う、机は整頓する、荷物

入れロッカーの整理をする、黒板に落書きをしない等、学級経営の基本となるルールを明確に意識させられる指導に取り組む。

#### ○言語環境

担任の言葉遣いは、授業中と休み時間とは使い分け、はじめをつけるようにする。子供の名前を呼び捨てにしないなど常に人権意識をもって接することが大切である。

#### 4) 学年通信や学級通信の活用

児童から名前を募集し、学年や学級通信を発行して、学級の様子や、児童の成長している姿を積極的に保護者等に伝える。

#### 5) 個人面談・家庭訪問

学校によってはこの時期に家庭訪問や代替りの個人面談を実施することもある。保護者との予定の確認を事前に行い、兄弟間の調整を他学年と行い日程表を作成する。保護者の話を傾聴するという姿勢で臨む。

#### 6) 健康診断

水泳指導前の健康診断が行われる。健康診断の受診方法の確認、治療勧告をもらった場合の対応についての指導を児童に行う。

#### (イ) 6月～7月 7月：1学期終業式

教師の資質・能力として、「教育者としての責任感と誇り」が求められる。

水泳指導も行われ、プール開きなども計画される。高学年では移動教室等も計画される。学校によっては修学旅行のような形で秋に行われるところもある。

児童同士の関係ができて学級としての一体感が高まる時期。クラス担任として、児童との一体感を味わえるようになる。気になる児童には意識して声を掛け、どの児童にとっても居場所のある学級づくりを心がける。特別支援を要する児童の個別の支援計画と指導計画を作成する時期でもある。

通知表（票）は、児童一人一人の努力や成長をしっかりと見取り、本人や保護者に伝えられるようにする。学年で話し合い、評価の在り方等についてもしっかりと意思の疎通を図っておく。渡すときには、学習面の成果とともに、生活面の努力についても具体的に褒め、次への意欲をもてるように、一人一人に手渡しする。この結果が、児童の次の学びに生きるよう、学習計画と一緒に立てるなど、評価だけで終わることのないようにする。

学校や自治体によって異なるが、4月遠足、7月臨海学校、8月野外教室、10月移動教室などが行われる。校外学習や宿泊の行事を行うに当たっては、事前の実地調査を入念に行う。児童には、見学の仕方や公共の場でのマナー等を、事前に指導しておく。計画段階では、事故防止のため万全な配慮をする。また、自然災害など不測の事態が起きても迅速かつ適切に対応できるよう、事前に学校や保護者との連絡体制を確認する。

#### (ウ) 8月～12月

教師の資質能力として、「協調性を有し、互いに高め合う教師」が求められる。

学校行事（運動会、学習発表会、学芸会、音楽会、展覧会など）が行われる。

二学期制をとっている学校は、夏休みは前期に含まれるため、10月ま



では前期となる。二学期制の学校は、通知表は10月に渡されることになる。夏休み中に十分な計画を立て通知表の作成を行っておく。

三学期制をとっている学校はいわゆる2学期に当たるところとなる。8月末か9月1日に儀式的行事の2学期の始業式が行われる。

長期休業明けの時期は、児童の心身の状況や行動に変化が表れやすく、ていねいに児童の様子を見取る。また、この時期は学校行事等を通して、児童が大きく成長する時期でもあり、教員としても大きな達成感を得られる時となる。学校行事を通して身に付けさせたい力を保護者にも伝える。体育的行事・学習発表会や学芸会、展覧会、運動会等の行事では、行事の目的を担当が児童にしっかり伝え、一人一人に「めあて」をもたせることで、当日・当日までの準備や練習の過程でも、自らの「めあて」の達成に向け、児童は多くのことを学ぶ。

#### (エ) 1月～3月 3月：修了式 卒業式

一年間のまとめと新学年への準備の時期。今年度の学びの成果をしっかりと振り返らせるとともに、次年度以降も十分生かされるよう、新たな目標をもたせる。次年度を迎える準備として、児童一人一人の学習の状況や、健康面・生活面の配慮事項、特性などをまとめ、次年度の学級担任や進学先の学校に引き継ぐ。

「儀式的行事」として、3学期末の修了式・3月卒業式、6年生を送る会等が行われる。

#### (オ) 1年中を通して

教師の資質能力として、「より高い目標にチャレンジする意欲」、「若手教員を育てる力」「高い倫理観と社会常識」が求められる。

勤労生産・奉仕的行事は、1年中通して行われる。主に4～8月栽培

活動、7月ボランティア活動、10月福祉施設との交流、12月大掃除などが考えられるが、通年で取り組んでいる活動等、各学校が特色ある教育活動として取り組んでいることも多くある。勤労生産・奉仕的行事を行うに当たっては、あらかじめ、児童が学校や地域社会に奉仕し、公共のために役立つことや働くことの意義を理解し、進んで活動できるように指導する。

#### (カ) 特色ある教育活動

海外との姉妹校交流、特別支援学校とのスポーツ交流（ボッチャ）、幼稚園・保育園・中学校等との異校種交流、地域での伝統芸能との連携等学校には、特別な関わりをもった活動も多くある。英語がつかわれたり、踊りや和太鼓等の演奏があったりと特色ある教育活動では、児童に「ねらい」や「意図」を十分に伝えていくことが重要である。

### 5. 教員であるということ(教員になりたいと思っている人に付けてほしい力)

- 子供のよい行いや、豊かな感性が表れた発言などに気付く力
- 子供のよい点に気付いたら、大いに褒め、価値付けする力
- 学習の状況や日常会話から子供の興味・関心を把握し、追究を深める言葉掛けや支援する力
- 子供の個性や成長について、折に触れて保護者にも伝える力
- 子供に対する深い愛情と教育に携わる者としての自覚と責任
- 子供のよさや可能性を引き出し伸ばす力
- 礼節と学校教育に関する知識や幅広い教養
- 社会人としての身だしなみや言葉遣い、立ち居振る舞いなど、基本的な接遇マナー
- 新聞を読んだり、ニュースを見たりする習慣から、教育や国内外の政治や経済など、最新の社会の動向を把握する力

- 文化や芸術等に親しむ
- 子供の言うことにしっかりと耳を傾ける
- 子供がうまく表現できない時は、根気よく待ったり、「こういうことかな?」と確認したりする
- 子供の反抗的な言葉や態度の理由や背景を考え、感情的な受け止めはしない

## まとめ

文部科学省が求める、教職課程の認定の要件における履修内容を、東京都の公立小学校の例を基にして挙げてきた。教職課程にいる学生は、今自分が学んでいる学習が、現場でどのような内容と関連し、生かされるかを自覚して学ぶことが必要である。「単に免許を取るために必要だから」では、学びの質に大きな差が出てくる。本学の教職課程での授業の中でもこの視点を踏まえて指導にあたっていく必要がある。

## 付記：

本稿は、曾我部和広と曾我部多美が、お互いの教育現場経験を基に、協議しながら全体をまとめたものである。

## 参考文献

- ・東京都教職員研修センター（平成28年3月）「平成28年度＜東京都若手教員育成研修＞1年次（初任者）研修「初任者・期限付き任用教員研修テキスト」東京都公立小学校・中学校」
- ・東京都教育委員会「小学校教職課程学生ハンドブック」（平成28年度版・令和2年度版）
- ・東京教育研究所（2014年3月）「学級担任の一日／小学校」
- ・東京都教育庁人事部職員課（平成21年1月）「教員としての力を充実するために」
- ・文部科学省法令改正及び教職課程の認定の概要「平成31年度から新しい教職課程が始まります」